

〔政 令〕

- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令 (三二二)
 - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三二三)
 - 職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令 (三三四)
 - 予防接種法施行令の一部を改正する政令 (三三五)
 - 医療法施行令の一部を改正する政令 (三三六)
- 〔省 令〕
- 電波法施行規則の一部を改正する省令 (総務一五)
 - 無線設備規則の一部を改正する省令 (同一六)
 - 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 (同一七)
 - 無線局免許手続規則の一部を改正する省令 (同一八)

三

二

二

二

〔告 示〕

- 研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令 (外務一)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働三)
- 周波数割当計画の一部を変更する件 (総務八六)
- 特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件 (同八七)
- 登録点検事業者等が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件 (同八八)
- 紛失の届出等により失効した旅券の告示 (外務一三八)
- 特別会計の情報開示に関する省令第一条の規定に基づき、特別会計財務書類の作成基準を定める件 (財務五九)

〔公 告〕

諸事項

- 官庁
 - 建設業の許可の取消処分関係
- 裁判所
 - 公示催告、破産、免責、再生関係
 - 特殊法人等
 - 独立行政法人都市再生機構関係
 - 地方公共団体
 - 教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係
 - 会社その他
 - 会社決算公告

三

二

二

二

三

三

二

二

二

二

二

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額並びに住居手当に係る控除額及び限度額を定める政令の一部を改正する政令（政令第三二二号）（外務省）

- 1 在インド日本国大使館等の在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一 関係）
- 2 この政令は、平成二〇年三月一日から施行し、改正後の規定は、平成一九年八月一日から適用することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三二号）（財務省）

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を追加する等の改正を行うこととした。
- 2 この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（厚生労働省）

- 1 技能検定を行う職種について、キャリア・コンサルティングを追加し、工業彫刻及びほうろ加工を廃止することとした。
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第三五号）（厚生労働省）

- 1 平成二〇年四月一日から平成二五年三月三十一日までの間、麻疹及び風しんの定期の予防接種の対象者に中学一年生相当の者（一三歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者）及び高校三年生相当の者（一八歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者）を追加することとした。
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

◇医療法施行令の一部を改正する政令（政令第三六号）（厚生労働省）

- 1 医療に関して広告できる診療科名については、次に掲げるとおりとした。（第三条の二 第一項第一号関係）
 - (一) 内科
 - (二) 外科
 - (三) 内科又は外科と次に定める事項とを組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものを除く。）
 - (1) 人体の部位、器官、臓器若しくは組織又は人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の名称
 - (2) 患者の性別又は年齢を示す名称
 - (3) 医学的処置のうち医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語
 - (4) 疾病又は病態に分類される特定の疾病若しくは病態の名称
 - (四) その他、次に掲げるもの
 - (1) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科又は救急科
- 2 歯科医療に関して広告できる診療科名については、次に掲げるとおりとした。（第三条の二 第一項第二号関係）
 - (一) 歯科
 - (二) 歯科と次に定める事項とを組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものを除く。）
 - (1) 患者の年齢を示す名称
 - (2) 歯科医学的処置のうち歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語
- 3 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年二月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三十六号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の六第一項及び第七十一条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。
第三条の二第一項各号を次のように改める。

一 医業については、次に掲げるとおりとする。

イ 内科

ロ 外科

ハ 内科又は外科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

(1) 頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの

(2) 男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(3) 整形、形成、美容、心療、薬物療法、透折、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

(4) 感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であつて、厚生労働省令で定めるもの

ニ イからハまでに掲げる診療科名のほか、次に掲げるもの

(1) 精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科又は救急科

(2) (1)に掲げる診療科名とハ(1)から(4)までに定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

三 歯科医業については、次に掲げるとおりとする。

イ 歯科

ロ 歯科と次に定める事項とを厚生労働省令で定めるところにより組み合わせた名称（歯科医学的知見及び社会通念に照らし不合理な組み合わせとなるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）

(1) 小児又は患者の年齢を示す名称であつて、これに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

(2) 矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

第三条の二第二項中「前項第一号」を「前項第一号二(1)」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

ニ 放射線科 放射線診断科又は放射線治療科

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に医業又は病院若しくは診療所に關してこの政令による改正前の医療法施行令第三条の二に規定する診療科名の広告をしている者の当該広告に対する医療法第六条の五の規定の適用については、当該診療科名を同法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名とみなす。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 外添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫